

## 原告は、台場浜破砕帯問題などで国に反論

国は「火山ガイドは合理的」と述べるだけで、運転停止しなくてよいとする根拠なし



次回第 32 回法廷：2020 年 1 月 30 日（木）15:00 大阪地裁 202 号法廷

第 33 回法廷：3 月 16 日（月）15:00（予定）、第 34 回法廷：5 月 12 日（火）15:00（予定）

9 月 26 日、国相手の大飯原発止めよう裁判の法廷が大阪地裁で開かれ、原告・支援者 50 名以上が傍聴した。原告は、準備書面（34）を提出し、前回の国の主張に反論した。国は、火山について第 30 準備書面を提出した。

法廷で原告弁護士は、準備書面（34）の趣旨を陳述した。



### ◆原告は、国は福島原発事故後、今も続く「冷却水の汚染水問題」を黙殺していると批判

炉心が溶融し、格納容器が破損している状態で、溶融炉心を冷却し続けるために原子炉格納容器内に大量に注水し続けなければならない。冷却水は核燃料に触れ、放射能汚染水になり、格納容器の破損箇所から大量に漏れ続ける。これが、福島第 1 原発で今も続く冷却水の「汚染水問題」だ。これを国は黙殺していると、原告弁護士は批判した。

国は、格納容器が破損した場合の放射性物質の拡散形態として放射性プルームだけを想定し、それを放水砲で打ち落として出てくる「汚染水」の対応だけに、対策を限っている。そのことを、前回の書面で国は、設置許可基準規則を検討するチーム等の「検討内容等、制定経緯に照らしてみても」、そうなっていると主張した。これに対して原告は、検討チームが実施したパブコメで「冷却水の汚染水対策は必要」との多くの意見が出たことを具体的に示した。また検討チームでの議論の議事録を紹介し、設置許可基準規則 55 条及びその解釈が、「冷却水の汚染水対策」を念頭に検討されたものであることを示した。こうして国の主張とは全く逆に、「冷却水の汚染水」が海洋に拡散しないよう抑制する設備を整備しなければならないことを示した。

### ◆原告は、格納容器下部に落下した炉心を冷却するための注水設備は不備と批判

設置許可基準規則 51 条は、「発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が生じた場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備を設けなければならない。」と規定している。51 条の解釈では、原子炉格納容器下部注水設備の設置が明示されており、この設備の設置が大原則である。

国は、原子炉格納容器上部のスプレイにより原子炉格納容器下部に十分な水量をためる設計になっていると主張している。しかし、このスプレイのポンプは炉心注水用を兼ねており、原則に従っていない。また関電は、このスプレイによる原子炉格納容器下部への蓄水について、格納容器の隙間や小扉からの流入を想定している。規制委は、関電が「溶融炉心が落下するまでに・・・十分な水量を蓄水できる設計とすることを確認した」としているのみで、実際に確認したわけではなく、立証はできていない。実質的に考えても、このような隙間は異物により閉塞が想定される。よって規則 51 条の要求を満たしているとの国の判断は誤りである。

### ◆原告は、台場浜トレンチ破砕帯が耐震重要施設である非常用取水路の近傍までのびているのに、施設が影響を受けないことの確認を規制委が全く行っていないと批判

原告は、原子炉の耐震重要施設の近傍に将来活動する可能性がある断層等が存在するにもかかわらず、規制委は施設の安全機能に影響がないことについての確認を行っていないこと等に

ついて主張してきた（2014年6月3日付け原告準備書面（6））。これに対し国は、「将来活動する可能性のある断層等」である台場浜トレンチ破碎帯の真上には耐震重要施設が存在していないとの主張を繰り返すのみで、上記原告の主張に対し5年以上経過した今日まで、何ら反論を行っていないと原告は指摘した。その上で、原告の主張を再度詳しく説明した。

設置許可基準規則3条3項を受けて、地質審査ガイドで次のように規定されている。

「将来活動する可能性がある断層等が重要な安全機能を有する施設の直下でない場合でも、施設の近傍にある場合には、地震により施設の安全機能に影響がないことを、『基礎地盤及び周辺斜面の安全性評価に係る審査ガイド』に基づいて確認する。」（地質審査ガイドの「調査方針」）

台場浜トレンチ破碎帯は少なくとも「ボーリング13-2」地点まで連続しており、この地点が耐震重要施設である非常用取水路の近傍（約36m）に位置する。だから、地質審査ガイド及び地盤審査ガイドに基づく確認が要求される。しかし規制委はその確認を全く行っていない。台場浜破碎帯そのものも、非常用取水路の近傍（約210m）に位置するので、同様の確認が必要なのに、その確認も規制委は行っていない。これは設置許可基準規則3条3項違反だ。

#### ◆国の書面は、「火山ガイドは合理的」と述べるだけで、運転停止しなくて良い根拠なし

国が提出した第30準備書面は、「火山の基礎知識」と「火山ガイドは合理的」と説明するだけのものだった。原告は、火山灰層厚評価が見直されたことから、現状は法令不適合となっているので運転停止すべきと主張している。しかし、それに対する反論は全くなかった。

今回の法廷の日時を確認した後、裁判長が次回法廷について尋ねた。原告は、国が火山についての主張を出さないの、現時点で反論の書面を出せないと答えた。国は、原告準備書面（34）に必要であれば反論する、原告適格について書面を出す、地震の専門家の意見書を出す述べた。これに対し、原告弁護士が「火山の主張はないのか」と問うと、国は「ない」と答え、参加人である関電が、火山について主張を出す述べた。法廷終了後、進行協議が行われた。

火山灰層厚問題で、国は原告の運転停止を求める主張に対して何ら反論せず、関電に運転継続させている。これは認めがたいことだ。

#### ◆進行協議で次回以降の法廷間隔が3ヶ月から2ヶ月に短縮 裁判長「そろそろ判断したい」

法廷後の報告会で、原告弁護士から進行協議の報告があった。国は、「火山以外はおおむね次回に出します」と述べたとのこと。次々回以降の法廷の日程見込み（間隔が3ヶ月から2ヶ月へ）や裁判長が「そろそろ判断したい」と述べたことなどが紹介された。続いて担当弁護士と事務局から原告準備書面のポイントが説明された。裁判の会共同代表の小山さんは、この日関電が火山灰について設置変更許可申請書を出したと紹介した。

交流会では、まず東電刑事裁判判決について、3人全員無罪判決直後の裁判所前での告訴支援団の方々の怒りの発言のネット動画が上映され、続いて参加された3名の方々の「この判決は許せない」「抗告要請署名に取り組もう」等の報告を聞いた。その後、「特重施設」が実は「テロ対策」になっていない問題の解説、8月31日美浜原発事故・防災訓練視察の報告、避難計画の問題での自治体申入れの紹介、前日の大飯仮処分抗告審（大阪高裁）第1回審尋の報告、白浜の中間貯蔵拒否条例を求める動きの紹介が続いた。

最後に、原発賠償裁判等の日程の紹介と、次回法廷をより多くの参加で傍聴しようとの呼びかけを行い、報告・交流会を終えた。

2019年10月6日 おおい原発止めよう裁判の会事務局